

付 議 第 3 号

平成 31 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項
に関する議案

別紙のとおり、平成 31 年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者
取扱要項を定めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則 (平成 4 年教育委員会規則第 1 号)

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(24) 教育委員会の所管に属する県立学校の入学志願者取扱要項及び入学定員を決定すること。

第 二 章

關於本報之內容，請向本報編輯部或發行部洽詢。

電話：XXXX-XXXX

本報之內容，請向本報編輯部或發行部洽詢。
電話：XXXX-XXXX

本報之內容，請向本報編輯部或發行部洽詢。
電話：XXXX-XXXX

平成31年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。

1 出願資格

障害のある者で、次の事項に該当するものとする。

(1) 幼稚部

平成25年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた者

(2) 高等部

ア 平成31年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者

イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者

ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成31年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者

(3) 高等部専攻科

ア 高知県立盲学校

(ア) 平成31年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者

(ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

イ 高知県立高知ろう学校

(ア) 平成31年3月に特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業する見込みの者

(イ) 特別支援学校（聴覚障害）の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	医療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼稚部	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校	高等部	普通科	第1学年	32名程度
	田 野 分 校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立日高養護学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
	高知みかづき分校	高等部	普通科	第1学年	24名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	24名程度
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高等部	普通科	第1学年	16名程度
	子 鹿 園 分 校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	土佐希望の家分校	高等部	普通科	第1学年	3名
	高知県立中村特別支援学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高等部	普通科	第1学年	8名程度
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	普通科	第1学年	8名

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学 校 名	所 在 地	入 学 区 域 等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
知的障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田 野 分 校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかづき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
肢体不自由	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
	子 鹿 園 分 校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成31年4月に 利用予定の者
	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は平成31 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成31年4月に 利用予定の者

4 出願手続

(1) 出願期間

平成31年1月11日(金)から1月18日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡、吾川郡、高岡郡	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成31年2月8日(金)

(2) 選考検査場所 出願先学校

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 日高養護学校高知みかづき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察を行う。

ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。

(4) 追検査

検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。

追検査を希望する者は、2月8日(金)検査開始時刻までに、中学校長等を経由して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては志願先学校の定めによる。

各学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

なお、日高養護学校高知みかづき分校の志願者については、上記に加え、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

(1) 幼稚部

学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。

(2) 高等部

学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

(3) 高等部専攻科

学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。

9 出願期間外の取扱い(日高養護学校高知みかづき分校以外)

(1) 特別支援学校の幼稚部

随時出願することができる。

(2) 特別支援学校の高等部

特別な理由がある場合、平成31年3月4日（月）から3月15日（金）までに出願することができる。

ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。

(3) 選考検査

願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。

(4) 合格者の決定

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成31年3月4日（月）以後に学校長が随時行うものとする。

10 日高養護学校高知みかづき分校の補欠合格及び再募集の取扱い

(1) 補欠合格

合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、平成31年3月15日（金）に関係中学校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間

平成31年3月16日（土）から3月17日（日）まで

イ 選考検査日 平成31年3月20日（水）

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成31年3月22日（金）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高知みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項5-(1)に示す、平成31年2月8日(金)の選考検査に関するもの	平成31年3月5日(火) 〃 平成31年4月4日(木)
取扱要項9-(3)に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から1か月間とする。
取扱要項10-(2)イに示す、平成31年3月20日(水)の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	平成31年3月21日(木) 〃 平成31年4月20日(土)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯

出願先特別支援学校(分校に出願した者については、当該分校)
午前9時から午後5時まで

エ 開示請求ができる者

受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類

(ア) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(イ) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類(戸籍抄本など)及び法定代理人本人であることを確認するための書類(運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

訪 問 教 育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出 願 資 格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成31年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田 野 分 校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887 (38) 8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088 (863) 3882	香南市、香美市、南国市、 長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088 (894) 5335	高知市、土佐市、須崎市、 吾川郡、高岡郡（四万十町 を除く）
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 TEL 0880 (34) 1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088 (823) 6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立高知病院分校籍とする。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成31年1月11日（金）から1月18日（金）まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校又は義務教育学校に在学中の者については、当該学校長を經由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

平成31年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

5 選考検査

(1) 選考検査日 平成31年2月8日（金）

(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ

(3) 選考検査内容等

ア 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。

イ 必要に応じて保護者面接を実施する。

6 障害の判定

選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。

7 合格者の決定

(1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。

(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。

8 合格者の発表

学校長は、平成31年3月4日（月）午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成30年8月21日から施行する。

西武山崎線沿線の風景を、この冊子に収める。沿線の風景を、この冊子に収める。

沿線の風景を、この冊子に収める。沿線の風景を、この冊子に収める。

沿線の風景を、この冊子に収める。沿線の風景を、この冊子に収める。

西武

沿線の風景を、この冊子に収める。沿線の風景を、この冊子に収める。



新 (平成31年度)	旧 (平成30年度)
<p>平成31年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p> <p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成25年4月2日から平成28年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成31年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成31年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 ウ 平成31年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 (イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 (ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p>	<p>平成30年度の高知県立特別支援学校の幼稚部・高等部への入学志願者の取扱いについては、この要項の定めるところによる。</p> <p>1 出願資格 障害のある者で、次の事項に該当するものとする。</p> <p>(1) 幼稚部 平成24年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者</p> <p>(2) 高等部 ア 平成30年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者 イ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者 ウ 特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 エ 高知県立高知若草養護学校国立高知病院分校及び土佐希望の家分校については、当該施設を利用している者又は平成30年4月に利用予定の者で、上記ア、イ、ウのいずれかに該当する者</p> <p>(3) 高等部専攻科 ア 高知県立盲学校 ウ 平成30年3月に特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業する見込みの者 (イ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者 (ウ) 特別支援学校の高等部又は高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者</p>

1 高知県立高知ろう学校
 (7) 平成31年3月に特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業する見込みの者

(1) 特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校 田野分校	高等部	第1学年	32名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
知的障害	高知県立日高養護学校 高知みかづき分校	高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
知的障害	高知県立中村特別支援学校 高知みかづき分校	高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	16名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	3名	
知的障害	高知県立高知若草養護学校 子鹿園分校	高等部	第1学年	3名	
		高等部	第1学年	3名	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
知的障害	高知県立高知江の口養護学校 高知みかづき分校	高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
知的障害	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	第1学年	8名	
		高等部	第1学年	8名	
		高等部	第1学年	8名	
		高等部	第1学年	8名	

1 高知県立高知ろう学校
 (7) 平成30年3月に特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業する見込みの者

(1) 特別支援学校(聴覚障害)の高等部を卒業した者

2 募集学校、学部、定員等

区分	学校名	学部等	学年	定員	
視覚障害	高知県立盲学校	幼	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			保健医療科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	理療科	第1学年	8名程度
聴覚障害	高知県立高知ろう学校	幼	3歳児～5歳児	3名程度	
		高等部	普通科	第1学年	8名程度
			産業技術科	第1学年	8名程度
		高等部 専攻科	産業技術科	第1学年	8名程度
知的障害	高知県立山田養護学校 田野分校	高等部	第1学年	32名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
知的障害	高知県立日高養護学校 高知みかづき分校	高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	24名程度	
知的障害	高知県立中村特別支援学校 高知みかづき分校	高等部	第1学年	24名程度	
		高等部	第1学年	16名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	3名	
知的障害	高知県立高知若草養護学校 子鹿園分校	高等部	第1学年	3名	
		高等部	第1学年	3名	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
知的障害	高知県立高知江の口養護学校 高知みかづき分校	高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
		高等部	第1学年	8名程度	
知的障害	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高等部	第1学年	8名	
		高等部	第1学年	8名	
		高等部	第1学年	8名	
		高等部	第1学年	8名	

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
聴覚障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
知的障害	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかつき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
高知県立中村特別支援学校	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
肢体不自由	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成31年4月に 利用予定の者
肢体不自由	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は平成31 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成31年4月に 利用予定の者

3 入学区域等

各学校の入学区域等は、次のとおりとする。

区分	学校名	所在地	入学区域等
視覚障害	高知県立盲学校	高知市大膳町6番32号 TEL 088(823)8721	県内全域
	高知県立高知ろう学校	高知市中万々78番地 TEL 088(823)1640	県内全域
聴覚障害	高知県立山田養護学校	香美市土佐山田町 山田1361番地 TEL 0887(52)2195	室戸市、安芸市、香南市、 香美市、南国市、高知市、 安芸郡、長岡郡、土佐郡
	田野分校	安芸郡田野町1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
知的障害	高知県立日高養護学校	高岡郡日高村下分60番地 TEL 0889(24)5306	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡
	高知みかつき分校	高知市中万々88番地 TEL 088(823)2021	高知市、土佐市、須崎市、 土佐郡、吾川郡、高岡郡、 南国市、香美市、香南市
高知県立中村特別支援学校	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
	高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下2980-1 TEL 088(894)5335	県内全域
肢体不自由	子鹿園分校	高知市若草町10-26 TEL 088(844)1837	県内全域
	国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院利 用者又は平成30年4月に 利用予定の者
肢体不自由	土佐希望の家分校	南国市小籠105 TEL 088(863)3882	土佐希望の家医療福祉セ ンター利用者又は平成30 年4月に利用予定の者
	高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀3091 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万 十市、四万十町、幡多郡
病弱	高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2丁目13番51号 TEL 088(823)6737	県内全域
	高知県立高知若草養護学校 国立高知病院分校	高知市朝倉西町1-2-25 TEL 088(843)1819	国立病院機構高知病院に 入院している者又は平成 30年4月に入院を予定し ている者

4 出願手続

(1) 出願期間

平成31年1月11日(金)から1月18日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡吾川郡、高岡郡	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

4 出願手続

(1) 出願期間

平成30年1月12日(金)から1月19日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。

なお、中学校、義務教育学校又は高等学校に在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

ア 第1志望

1校とし、高等部については1学科とする。

イ 第2志望

・複数の学科を設置する特別支援学校を希望する者は、同一学校の第1志望以外の1学科に出願することができる。

・高知県立日高養護学校高知みかづき分校を希望する者は、下記に示す入学区域により、当該本校または高知県立山田養護学校を第2志望として出願することができる。

入学区域	第2志望校
高知市、土佐市、須崎市、土佐郡吾川郡、高岡郡	高知県立日高養護学校本校
高知市、南国市、香美市、香南市	高知県立山田養護学校本校

(4) 必要書類

志願者に必要な願書等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。

(5) 県外からの出願

県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。

<p>5 選考検査</p> <p>(1) 選考検査日 平成31年2月8日(金)</p> <p>(2) 選考検査場所 出願先学校</p> <p>(3) 選考検査内容等 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、高等部については、<u>学</u> <u>校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。</u></p> <p><u>イ 日高養護学校高知みかつき分校については、学力検査、作業・運動能力検査、</u> <u>面接、行動観察を行う。</u></p> <p><u>ウ 必要に応じて保護者面接を実施する。</u></p> <p>(4) 追検査 検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、 検査に代えることができる。 追検査を希望する者は、<u>2月8日(金)検査開始時刻までに、中学校長等を経由</u> <u>して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては</u> <u>志願先学校の定めによる。</u> 各々学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法 施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構 成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。 <u>なお、日高養護学校高知みかつき分校の志願者については、上記に加え、同分</u> <u>校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。</u></p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p>	<p>5 選考検査</p> <p>(1) 選考検査日 平成30年2月9日(金)</p> <p>(2) 選考検査場所 出願先学校</p> <p>(3) 選考検査内容等 志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、高等部につい ては、<u>学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。</u></p> <p>(4) 追検査 検査当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、 検査に代えることができる。 追検査を希望する者は、<u>2月9日(金)検査開始時刻までに、中学校長等を経由</u> <u>して志願先学校長に申し出、承認を得るものとする。実施期日、手続きについては</u> <u>志願先学校の定めによる。</u> 各々学校長は、追検査を実施する場合は特別支援教育課に報告する。</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法 施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会(学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構 成する。)が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p>
--	--

<p>8 合格者の発表</p> <p>(1) 幼稚園部 学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。</p> <p>(2) 高等部 学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。</p> <p>(3) 高等部専攻科 学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。</p> <p>9 出願期間外の取扱い(日高養護学校高みかつき分校以外)</p> <p>(1) 特別支援学校の幼稚園部 随時出願することができる。</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部 特別な理由がある場合、平成31年3月4日(月)から3月15日(金)までに出願することができる。 ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。</p> <p>(3) 選考検査 願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。</p> <p>(4) 合格者の決定 合格者の決定については、7の定めに従う。 なお、合格者の発表等については、平成31年3月4日(月)以後に学校長が随時行うものとする</p> <p>10 日高養護学校高みかつき分校の補欠合格及び再募集の取扱い</p> <p>(1) 補欠合格 合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。</p>	<p>8 合格者の発表</p> <p>(1) 幼稚園部 学校長は、平成30年3月2日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、保護者あて通知をする。</p> <p>(2) 高等部 学校長は、平成30年3月2日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。</p> <p>(3) 高等部専攻科 学校長は、平成30年3月2日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、本人あて通知をする。</p> <p>9 出願期間外の取扱い(日高養護学校高みかつき分校以外)</p> <p>(1) 特別支援学校の幼稚園部 随時出願することができる。</p> <p>(2) 特別支援学校の高等部 特別な理由がある場合、平成30年3月2日(金)から3月16日(金)までに出願することができる。 ただし、当該年度における同一学校の同一学科及び6により障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判定された場合の再出願は認めない。</p> <p>(3) 選考検査 願書受付後、各学校において選考検査日を設定し、選考検査を実施する。</p> <p>(4) 合格者の決定 合格者の決定については、7の定めに従う。 なお、合格者の発表等については、平成30年3月2日(金)以後に学校長が随時行うものとする</p> <p>10 日高養護学校高みかつき分校の補欠合格及び再募集の取扱い</p> <p>(1) 補欠合格 合格者の発表後に、入学辞退者が生じた場合は、補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定するものとする。</p>
--	--

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校校長等あて、知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、平成31年3月15日（金）に関係中学校校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間
平成31年3月16日（土）から3月17日（日）まで

イ 選考検査日 平成31年3月20日（水）

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成31年3月22日（金）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校に出願しようとするものは、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

ア 補欠合格候補者については、学校長が必要と認めた場合に、合格者の決定と同時に決定し、合格者の発表と同時に関係中学校校長等あて通知する。

イ 補欠合格候補者の中から補欠合格者を決定する場合は、平成30年3月15日（木）に関係中学校校長等あて通知し、入学意志を確認のうえ、補欠合格者とする。

(2) 再募集

受検者が定員に達していない場合又は、合格者の発表後に補欠合格者を充ててもなお欠員が生じた場合は、再募集を行う。ただし、6により知的障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当しないと判断された場合の出願は認めない。

ア 再募集を行う場合の出願期間
平成30年3月16日（金）から3月17日（土）まで

イ 選考検査日 平成30年3月20日（火）

ウ 合格者の決定及び発表

合格者の決定については、7の定めに準ずる。

なお、合格者の発表等については、平成30年3月26日（月）午前9時に学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校校長等あて通知する。

11 その他

(1) 教育相談の実施

県立特別支援学校の入学志願者は、出願期間前に志願先の県立特別支援学校の教育相談を受けるものとする。

(2) 学力検査等の得点の口頭による開示請求

ア 開示内容

選考検査において、学校長が必要と認める場合に実施する学力検査の教科別得点及び得点合計、出願期間外の取扱いによる選考検査及び、高みかづき分校再募集の選考検査において実施する学力検査の教科別得点及び得点合計

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項 5 - (1) に示す、平成 31 年 2 月 8 日 (金) の選考検査に関するもの	平成 31 年 3 月 5 日 (火) ～ 平成 31 年 4 月 4 日 (木)
取扱要項 9 - (3) に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から 1 か月間とする。
取扱要項 10 - (2) イ に示す、平成 31 年 3 月 20 日 (水) の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	平成 31 年 3 月 21 日 (木) ～ 平成 31 年 4 月 20 日 (土)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯
出願先特別支援学校 (分校に出願した者については、当該分校)
午前 9 時から午後 5 時まで

エ 開示請求ができる者
受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類
(7) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(1) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類 (戸籍抄本など) 及び法定代理人本人であることを確認するための書類 (運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

イ 開示請求期間

選考検査の別	開示請求期間
取扱要項 5 - (1) に示す、平成 30 年 2 月 9 日 (金) の選考検査に関するもの	平成 30 年 3 月 3 日 (土) ～ 平成 30 年 4 月 2 日 (月)
取扱要項 9 - (3) に示す、出願期間外の取扱いによる選考検査に関するもの	「出願期間外の取扱い」による選考検査の合格発表日の翌日から 1 か月間とする。
取扱要項 10 - (2) イ に示す、平成 30 年 3 月 20 日 (火) の高知みかづき分校再募集の選考検査に関するもの	平成 30 年 3 月 21 日 (水) ～ 平成 30 年 4 月 20 日 (金)

(注) ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

ウ 開示請求場所と開示請求ができる時間帯
出願先特別支援学校 (分校に出願した者については、当該分校)
午前 9 時から午後 5 時まで

エ 開示請求ができる者
受検生本人又は受検生の法定代理人

オ 必要書類
(7) 受検生本人の場合は、各選考検査の受検票

(1) 法定代理人の場合は、各選考検査の受検票、受検生の法定代理人であることを確認するための書類 (戸籍抄本など) 及び法定代理人本人であることを確認するための書類 (運転免許証など)

(3) その他必要な事項については、志願先学校所定の手続によるものとする。

訪問教育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出願資格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成31年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

訪問教育

訪問教育は、障害の種類及び程度が重度・重複等のため、学校へ通学して教育を受けることが困難な生徒に対し、特別支援学校から教員を派遣し、1回2単位時間を標準とし、週当たりの訪問回数は、個々の生徒の障害の状態や学習負担等を考慮して、学校長が適切に定めて教育を実施するものである。

1 出願資格

障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、平成30年3月に特別支援学校の中学部、中学校又は義務教育学校を卒業する見込みの学齢生徒

2 募集学校、学部、定員等

学 校 名	学 部 等	学 年	定 員
高知県立山田養護学校 田野分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知若草養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
国立高知病院分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
土佐希望の家分校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立中村特別支援学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度
高知県立高知江の口養護学校	高等部 普通科	第1学年	3名程度

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、高岡郡 (四万十町を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡、四万十町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立病院分校籍とする。

4 出願手続

- (1) 出願期間
平成31年1月11日(金)から1月18日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。
なお、中学校又は義務教育学校在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

3 入学区域

学 校 名	所 在 地	入 学 区 域
高知県立山田養護学校 田野分校	安芸郡田野町 1203-4 TEL 0887(38)8850	室戸市、安芸市、安芸郡
高知県立高知若草養護学校 土佐希望の家分校	南国市小籠 105 TEL 088(863)3882	香南市、香美市、南国市、長岡郡、土佐郡
高知県立高知若草養護学校	高知市春野町弘岡下 2980-1 TEL 088(894)5335	高知市、土佐市、須崎市、吾川郡、高岡郡 (四万十町を除く)
高知県立中村特別支援学校	四万十市古津賀 3091 番地 TEL 0880(34)1511	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡、四万十町
高知県立高知江の口養護学校	高知市新本町 2 丁目 13 番 51 号 TEL 088(823)6737	高知市

上記区域によらない場合

- (1) 高知市近隣の市町村の医療機関に入院している対象者については、高知江の口養護学校籍とする場合がある。
- (2) 国立病院機構高知病院内の重症心身障害児施設に入所している対象者については、高知若草養護学校国立病院分校籍とする。

4 出願手続

- (1) 出願期間
平成30年1月12日(金)から1月19日(金)まで

(2) 出願方法

志願者は、志望する学校所定の入学願書に関係書類を添えて、出願期間内に志願先学校長に提出すること。
なお、中学校又は義務教育学校在学中の者については、当該学校長を経由して提出すること。

(3) 出願制限

2の特別支援学校のうち1校とする。

<p>(4) 必要書類 志願者に必要な書類等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。</p> <p>(5) 県外からの出願 平成30年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。</p> <p>5 選考検査 (1) 選考検査日 <u>平成30年2月9日(金)</u></p> <p>(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ</p> <p>(3) 選考検査内容等 志願者の身体的、心理的諸検査及び保護者との面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は学力検査を行う。</p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p>	<p>(4) 必要書類 志願者に必要な書類等については、最寄りの市町村教育委員会又は志願先学校で受け取ること。</p> <p>(5) 県外からの出願 平成31年4月1日以降、高知県内に居住予定で県外から本県立の特別支援学校を志願する者は、あらかじめ高知県教育委員会の承認を得て、出願しなければならない。</p> <p>5 選考検査 (1) 選考検査日 <u>平成31年2月8日(金)</u></p> <p>(2) 選考検査場所 出願先学校又は学校長が認めるところ</p> <p>(3) 選考検査内容等 志願者の身体的、心理的諸検査及び面接を行う。なお、学校長が必要と認める場合は、学力検査を行う。</p> <p><u>イ 必要に応じて保護者面接を実施する。</u></p> <p>6 障害の判定 選考検査以降、高知県障害者教育支援委員会を開催し、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当するか否かの判定を行う。</p> <p>7 合格者の決定 (1) 入学選考委員会（学校長を委員長とし、委員長の委嘱する若干の委員により構成する。）が、選考検査及び障害の判定結果等に基づき志願者の選考を行う。</p> <p>(2) 学校長は、入学選考委員会の結果に基づき、合格者を決定する。</p>
--	--

8 合格者の発表

学校長は、平成31年3月4日(月)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに
関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成30年8月21日から施行する。

8 合格者の発表

学校長は、平成30年3月2日(金)午前9時に各学校において受検番号で合格者の発表を行うとともに、関係中学校長等あて通知をする。

9 その他必要な事項については、志願先学校所定の手続による。

この要項に定めるもののほか、特別支援学校の幼稚部・高等部入学志願者取扱いに
関し必要な事項は、県教育長が別に定める。

付則

この取扱要項は、平成29年8月1日から施行する。

平成31年度県立特別支援学校高等部入学志願者取扱要項の一部改正について

特別支援教育課

課題1

日高養護学校高知みかづき分校の定員について

- ・高知みかづき分校の職業教育に特化した取組や、卒業生の就労実績等について周知が図られてきたことや、中学校の知的障害特別支援学級の生徒数の増加の傾向などにより、高知みかづき分校に入学を希望する生徒数は増加の傾向にある。(現在定員1学年2学級16名)
- ⇒高知みかづき分校の教育を希望する生徒を一人でも多く受け入れ、知的障害生徒の自立と社会参加を実現する。
- ⇒高等部在学の3年間で、卒業後に一般就労し地域に貢献できる人材を育成するため、専門的な知識や技能の習得に加え、学校内外での実習を多く取り入れるとともに、スポーツ活動や、ボランティア活動などの地域貢献活動にも重点を置いて取り組むため、「高知みかづき分校が求める生徒像」に基づく選考基準により選考を行う。

【参考】高知みかづき分校が求める生徒像

- ・基本的生活習慣が身に付いている生徒
- ・社会を生き抜くため自己課題の克服に向けて努力できる生徒
- ・卒業後就労を希望しその実現に向けて努力する生徒
- ・他者を理解し目標達成のため仲間と協働できる生徒
- ・自力通学ができる生徒

改正点1

- 入学定員1学年24名(3学級)
- 高知みかづき分校の求める生徒像に基づき、選考検査(学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察等)の結果及び調査書から総合的に評価し、選考することを明記する。
- (新)「高知みかづき分校の志願者については、同分校の教育課程による学習の適性を判断して選考を行う。」

<参考>

- 学級増に伴う教室について
 - ・高知ろう学校北舎1階の一部を使用し、普通教室、作業実習室を整備
 - ・両校に必要な施設改修等を計画的に実施

課題2

高知若草養護学校国立高知病院分校への病弱通学生の受け入れについて

県立特別支援学校再編振興計画【第二次】(抜粋)

国立高知病院分校の再編振興の取組

- ①病弱特別支援学校の分校に再編し病弱教育を充実
 - 新たに慢性疾患の児童生徒の通学を受け入れ、医療機関との連携のもと、安全・安心な学校生活を送る教育環境を整備し、高知若草養護学校の分校から高知江の口養護学校の分校に再編します。
- ②ICT機器を活用した指導の充実
 - デジタル教科書を活用した授業実践、テレビ会議システムを活用した本校と分校間の遠隔授業など、ICT機器を活用した効果的な授業や交流及び共同学習を推進する教育環境を整備します。
- ③センター的機能の充実
 - 医療機関や小中学校等と連携し、他の医療機関に入院している児童生徒を把握するとともに、児童生徒の適切な教育対応につなげることができるよう、コーディネート機能を発揮します。また、必要に応じて訪問教育を行います。

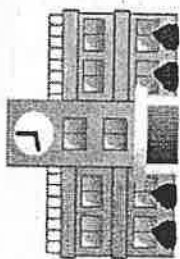
改正点2

- 入学区域に、慢性疾患等により医療機関が併設した環境での学習が適切と考えられる自宅からの通学生を含める記述とする。
- ⇒高知江の口養護学校の移転開校に先立ち、H31.5に日赤病院が移転するタイミングで国立高知病院分校で通学生の受け入れを開始する。
- (旧) 国立病院機構高知病院に入院している者又は(次年度)4月に入院を予定している者
- (新) 国立病院機構高知病院利用者又は(次年度)4月に利用予定の者

※利用：他の病院が主治医の場合には、緊急時の対応のため隣接する国立病院機構高知病院の利用を依頼する。

※これまででは、国立高知病院機構高知病院小児病棟等に入院した児童生徒で、教育対応を希望する場合のみ、分校が教育対応

H31	H32	H33
5月 日赤移転		4月 高知江の口移転開校
病弱部門・肢体不自由部門の設置 ※病弱通学生受入 (H33年度に卒業する学年から病弱特別支援学校の卒業生)		病弱特別支援学校の分校に改編 (全学部・全学年)
近隣病院への訪問教育実施 ・医療機関とのネットワーク等		
専門性向上・センター的機能の充実 (各教科の基礎学力の保障や社会性の育成、ICT機器を活用した遠隔授業等)		
居住地の小中学校等との居住地校交流 (肢体不自由) 高知若草養護学校との連携、交流		



＜高知みかつぎ分校＞

H23年4月開校
高等部設置

1学年定員：16名
(2学級)

高知県立日高養護学校高知みかつぎ分校（知的障害）の入学定員について

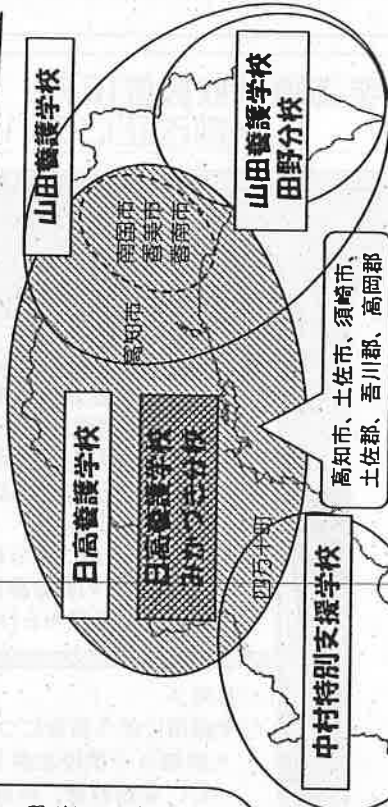
参考資料3

「地域に愛され、地域に貢献できる人材の育成」をめざし、時代に即応した新しいタイプの職業教育や、卒業後の生活にまで通ずる余暇活動の指導など、幅広い青年期教育を行う高等部のみの学校である。

働くことの意味と意義を理解するためのキャリアガイダンスの一つとして、地域へのボランティア活動など社会奉仕の精神を多く取り入れた教育を行っている。また、地元企業や団体とサポートパートナーを結び、物流実務、フードサービス、環境サービスの各分野で、専門スタッフによる職業自立に向けた専門的な技術や知識の指導を受けている。

平成25年9月には、校内に生徒たちが驚いたパンやケーキを販売するカフェ「イェロークロワッサン」を開店させ、接客を含め運営も生徒たちが行っている。

県立知的特別支援学校の校区



◆進路状況等

卒業年度	就労率
H25	73.3%
H26	66.7%
H27	90.0%
H28	93.3%
H29	88.9%

◆定着率

卒業年度	定着率
H26	75%
H27	90%
H28	100%

◆入学志願者の状況

入学年度	志願者(入学者)
H23	16 (15)
H24	13 (13)
H25	11 (10)
H26	16 (16)
H27	9 (9)
H28	12 (12)
H29	29 (16)
H30	21 (16)

校区の拡大(H29～)
(通学可能な区域の希望者に対応)
南国市・香南市・香南市
H29:2名 H30:1名

高知みかつぎ分校の教育課程による学習の適性を判断

- ・ 基本的な生活習慣が身に付いているか？
- ・ 社会を生き抜くため自己課題の克服に向けて努力できるか？
- ・ 卒業後就労を希望しその実現に向けて努力できるか？
- ・ 他者を理解し目標達成のため仲間と協働できるか？
- ・ 自力通学ができるか？

※検査当日の学力検査、作業・運動能力検査、面接、行動観察、調査書で得られる資料から総合的に判断

日高養護学校(本校)の一般就労の実績
H28:8名 H29:3名 H30希望者:6名
山田養護学校(本校)の一般就労の実績
H28:8名 H29:8名 H30希望者:8名

◆平成30年度 中学校知的障害特別支援学級在籍生徒数・志願者数予想

	高知市	土佐市	須崎市	吾川郡	高岡郡	香南市	香南市	合計	志願者予想
中1	26	1	2	2	5	3	2	48	24~30
中2	15	0	2	0	1	2	1	25	12~16
中3	34	1	0	0	1	0	2	44	22~28
H29卒業生	29	2	0	0	3	1	4	46	23~28
H30志願者数	14	0	1	0	1	1	0	21	

- ・ 知的障害特別支援学級在籍生徒以外に、通常の学級や自閉症・情緒障害学級、特別支援学校中学校部などから入学を志願する生徒も一定数いる。高等学校との併願者も増加傾向、高等入学者の進路変更で志願する生徒もある。
- ・ 中学校の知的障害特別支援学級生徒数は、学年が上がると増加する。

課題①高知みかつぎ分校への期待に対応

◇ 職業自立に向けた教育内容と高い就労率を実現している学校への入学を希望する生徒が一人でも多く学ぶ機会を増やす。

◇ 対応：H31 取扱要項

⇒ 入学定員を24名(1学年3学級)

選考基準に沿って選考することを明記

＜学習環境の整備について＞

◇ 普通教室及び作業実習室を整備

⇒ 高知ろう学校北舎1階の一部を使用

⇒ 両校に必要な施設改修等を計画的に実施

課題②山田養護学校の児童生徒数増課傾向への対応

◇ 山田養護学校 H26:149名

⇒ H30:189名 普通教室4教室増設

各学部とも主に高知市在住の児童生徒の入学者が増加

⇒ 高知みかつぎ分校の定員拡大により、山田養護学校への

児童生徒の集中の緩和

平成31年度 入学選考に関する日程について

1月	1	火 (元旦)	2月	1	金	3月	1	金	
	2	水		2	土		2	土	
	3	木		3	日		3	日	
	4	金		4	月		4	月	合格者発表 出願期間外の取扱い ↑
	5	土		5	火		5	火	↑ A日程の検査実施日
	6	日		6	水		6	水	↓
	7	月		7	木		7	木	A日程の出願期間
	8	火		8	金		8	金	↓ 選考検査日
	9	水		9	土		9	土	
	10	木		10	日		10	日	
	11	金		11	月 (建国記念日)		11	月	
	12	土		12	火		12	火	
	13	日		13	水		13	水	
	14	月 (成人の日)		14	木		14	木	A日程の志願先変更期間
	15	火		15	金		15	金	
	16	水		16	土		16	土	↑ 補欠合格者の発表 (高知みかつき分校のみ)
	17	木		17	日		17	日	↓ 再募集を行う場合の出願期間 (高知みかつき分校のみ) B日程の出願期間
	18	金		18	月		18	月	
	19	土		19	火		19	火	↑ B日程の志願先変更期間及び 調査書等の提出期間
	20	日		20	水		20	水	↓ 再募集選考日
	21	月		21	木		21	木	↑ 教育支援委員会予定
	22	火		22	金		22	金	↓ B日程の検査実施日 再募集合格者発表
	23	水		23	土		23	土	
	24	木		24	日		24	日	
	25	金		25	月		25	月	B日程の合格発表 C日程願書配布開始
	26	土		26	火		26	火	↑
	27	日		27	水		27	水	↓ C日程の出願期間
	28	月		28	木		28	木	
	29	火					29	金	
	30	水					30	土	
	31	木					31	日	

※ 特別支援学校 ←————→
 ※ 高等学校 ←-----→

